

平成 28 年 9 月 30 日付告示第 5 号について

【ご意見・ご要望】（投稿日：2016 年 10 月 19 日）

平成 28 年 9 月 30 日付告示第 5 号について、以下の 2 つの疑問点があります。「学外者ではない人」という意味で便宜上「学内者」という単語を用いています。

1) 「学外者による勧誘行為、ビラ配布、拡声器などを使用して大音量を発する行為、その他教育研究活動を妨害する一切の行為」とありますが、「学外者による勧誘行為、学外者によるビラ配布、学外者による拡声器などを使用して大音量を発する行為、その他教育研究活動を妨害する一切の学外者による行為」という意味なのか、「学外者による勧誘行為、学外者・学内者問わずビラ配布、学外者・学内者問わず拡声器などを使用して大音量を発する行為、学外者・学内者問わずその他教育研究活動を妨害する一切の行為」という意味なのか、または別の意味なのか釈然としません。「学外者による」という言葉がどの行為を修飾しているのか明確に説明してください。

2) 上記と同部分について、学外者と学内者を区別する具体的な基準はあるのでしょうか。ありましたらその基準を教えてください。

今後、告示を上記のような疑問や誤解が生じない形で表明するようにはしていただけると幸いです。

【回答】（回答日：2016 年 11 月 16 日）

（施設部プロパティ運用課）

ご指摘ありがとうございます。今後は、明確で分かりやすい文章を心掛けたいと思います。ご質問については、以下のとおり回答します。

・質問「1」について

「学外者による」という言葉が修飾しているのは、それ以降に出てくるすべての行為、具体的には「勧誘行為」、「ビラ配布」、「拡声器などを使用して大音量を発する行為」、「その他教育研究活動を妨害する一切の行為」を修飾しています。

・質問「2」

「学外者」とは、「本学の役員、教職員、学生又は本学業務上の関係者」ではない者のことです。